

ます。

請願第3号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○**渋谷佐輔議長** 賛成少数であります。

よって、請願第3号は、不採択と決定いたしました。

## 文教常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆委員長。

(安部 隆文教常任委員長登壇)

○**安部 隆文教常任委員長** 平成27年第4回市議会定例会において文教常任委員会に付託されました議案2件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月19日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査いたしております。

それでは、議案第63号 長井市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の設定について申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例について定めるため提案されたものでございます。

審査に際し、教育総務課長からは、経過措置として現在の教育長の任期満了後にこの条例の規定を適用するものであるとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号 地方教育行政の組織及び

運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の伴う関係条例の整備等に関する条例の設定について申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関係する条例について所要の改正を行うため提案されたものです。

審査に際し、教育総務課長からは、3つの条例の改正と1つの条例の廃止について一括して提案するもので、議案第63号同様に、現在の教育長の任期満了後にこの条例の規定を適用するものであるとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対してご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第4、議案第63号 長井市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の設定について及び日程第5、議案第64号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の設定についての2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第4、議案第63号 長井市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の設定についての1件について、文教委員長報告は原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第63号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第64号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の設定についての1件について、文教委員長の報告は原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、議案第64号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

### 厚生常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

小関秀一委員長。

(小関秀一厚生常任委員長登壇)

○**小関秀一厚生常任委員長** 平成27年第4回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月22日に開催をし、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第67号 長井市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、母子及び寡婦福祉法が改正されたことに伴い、所要の改正をするため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、時代が移ろい、離婚件数もふえ、母子家庭がふえてきたと実感しているが、父子家庭についてはどのぐらいある

のか、また、死別についても父子家庭に含まれるのかとの質疑がなされ、子育て推進課長からは、父子家庭の数字については調べて後ほど報告したい、父子家庭には死別の場合も含まれるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第6、議案第67号 長井市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第67号について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

### 予算特別常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男委員長。

(蒲生光男予算特別委員長登壇)

○**蒲生光男予算特別委員長** 平成27年第4回市議会定例会において予算特別委員会に付託になり